

印鑑登録のご案内

1. 持ち物

来庁者	持ち物	本人確認の種類	即日登録
申請者 本人	登録する印鑑 本人確認書類	写真付き（官公庁が発行したもの） （例）運転免許証、個人番号カード、パスポート等	可能
		写真なし ※保証書欄の記入あり （例）健康保険証、介護保険資格者証等	
		写真なし ※保証書欄の記入なし （例）健康保険証、介護保険資格者証等	不可 ※後日、照会書を送付。
代理人	申請者が登録する印鑑 代理人の本人確認書類 代理人選任届	運転免許証、個人番号カード、パスポート等 上記がない場合は、健康保険証、介護保険資格証 等でも可。	不可 ※後日、申請者本人あ てに照会書を送付。

※ 保証書とは、申請者が本人であることを久喜市に印鑑登録をされている方に保証していただくものです。申請時には、保証書欄に保証人の自筆による署名及び登録印鑑の押印が必要です。

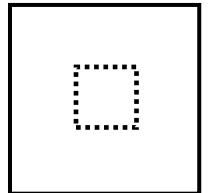
※ 即日登録不可で、後日照会書を送付する場合は、申請をお預かりしてから、最短でも数日の時間を要します。印鑑登録証明書の提出を控えている場合などは、余裕をもってお手続きをお願いします。
なお、照会書は住民票に記載されている住所以外への送付及び転送はできませんのでご注意ください。

2. 登録できる印鑑について

印鑑登録の際に、登録できる印鑑については、下記の項目を全て満たした印鑑となります。

【印影のサイズとかたち】

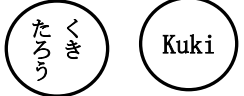

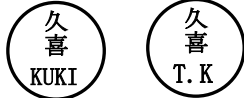


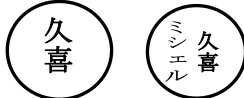

チェック項目	
<input type="checkbox"/>	押印した印影の大きさは、一辺の長さ（直径）が8mm以上25mm以下である。 ※ 必要に応じて右側の枠に押印して確認してください。
<input type="checkbox"/>	印影の形状は、丸型、角形、楕円、ひょうたん型のいずれかである。



【印鑑の材質と状態】

チェック項目	
<input type="checkbox"/>	印鑑が固く形状が変化しにくい材質でできている。（木、象牙、水牛、水晶、チタン等） ※ ゴム印や柔らかい材質の木材は、押印の仕方や摩耗により印影が変化しやすいため不可。
<input type="checkbox"/>	輪郭のある印鑑である。 ※ 逆さ彫り（文字が白抜きのもの）の印鑑は不可。
<input type="checkbox"/>	捺印したときに、印影が鮮明に表せる。
<input type="checkbox"/>	印鑑が欠けている場合、捺印したときに7割以上印影を取ることができる。 ※ 欠けた印鑑は、その部分が弱くなっているため、欠けやすい状態です。登録後に印影が変わってしまった場合には、再登録となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
<input type="checkbox"/>	同一世帯に印鑑登録をしている方がいる場合、世帯員と同一の印鑑ではない。 ※ 異なる印鑑であっても、印影が酷似している場合は、登録をお断りする場合があります。

【印鑑にあらわす文字】

チェック項目	登録できない印鑑の例	
<p>□ 日本人及び漢字表記圏の外国人の方</p> <p>印鑑には、住民基本台帳に記載されている氏名だけが印刻されている。</p> <p>※ 氏名が両方印刻されたもののほか、氏のみ、名のみ印鑑などが登録可能です。</p> <p>※ 旧氏登録されている方は、旧氏でも登録可能です。</p>	氏名が「久喜 太郎」の場合	
	漢字表記の氏名をひらがなやアルファベット等に置き換えたもの	
	漢字表記の氏名の文字を、別の意味の文字に置き換えたもの ※ 「澤⇄沢」、「邊、邊⇄辺」など、同じ意味を持つ字の置き換えは可。	
漢字表記の氏名に、ひらがなや英字表記、イニシャルを併記したもの		
<p>□ 漢字表記圏でない外国人の方</p> <p>印鑑には、住民基本台帳に記載されている氏名(英字表記もしくは住民記録に記載されているフリガナ)だけが印刻されている。</p> <p>※ 通称名や併記名がある方は、その表記を使用することもできます。</p>	氏名が「Kuki Michelle (フリガナ: クキ ミシェル)」の場合	
	イニシャルのみのもの	
	住民基本台帳に記載されている表記と異なるもの	
英字表記の氏名を漢字に置き換えたもの ※ 印刻された漢字表記が、併記名や通称名として住民基本台帳に記載されている場合は使用できます。		
<p>□ 職業や資格、会社名、模様など、氏名以外が印刻されていない。</p> <p>※ 竜紋や唐草模様であれば可。ただし、輪郭の内側に限り、かつ簡単な紋様で氏名の判読に支障がないものに限ります。</p>		

※ 上記の「登録できない印鑑の例」は、一例となっておりますので、あらかじめご了承ください。

※ 特に、新たに実印を作成する場合で、デザインや字体で気になる点がある場合は、作成前にご相談ください。